令和元年度（平成31年度）指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

就労系サービス説明要旨

（１）就労系サービス運営・報酬の留意事項等（Ｐ１～）

実地指導等において指摘された事項について、その留意点等を記載しております。

（２）令和元年度実地指導での指導項目整理票（Ｐ17～）

１８頁からは、令和元年度実地指導での指摘事項一覧を掲載しているので、該当するサービスの項目について確認し、今後の適正な事業運営の参考とすること。

（３）就労支援事業の会計処理について（Ｐ22～）

生産活動を行うサービスにおいては、就労支援事業の会計処理の参考とすること。

（４）就労継続支援Ａ型事業所の経営改善への積極的な取組について（Ｐ35～）

就労継続支援Ａ型事業所（以下「Ａ型事業所」という。）のうち賃金に係る基準を満たしていない事業所については、経営改善への積極的な取組が求められています。

県として、Ａ型事業所に対する毎年度の調査及び指導等について、当面の取扱いを記載しています。

特に当該基準を満たしていないＡ型事業所におかれては、危機意識を持って取組を積極的な取組を求めます。

（５）就労パスポートの活用について（Ｐ37～）

障害者ご本人の障害に関する理解により、障害のある方の就労定着の促進につながるとともに、障害者差別解消法の趣旨に沿った必要かつ合理的な配慮にもつながるものと期待されることから、「就労パスポート」の積極的な活用に御協力願います。

（６）就労定着支援の円滑な実施について（Ｐ45～）

就労移行支援事業所における一般就労への移行及び定着支援の適切な運営と円滑な実施を図るため、就労定着支援創設の経緯や概要等また質問の多い事項等を整理したものを掲載しています。

就労定着支援サービスの指定を受けていない事業者におかれては、就労支援の一貫性の確保のためにも就労定着支援の指定について、積極的に御検討願います。

（７）就労移行支援事業の適正な実施について（Ｐ79～）

就労移行支援事業について、適正な就労定着者に基づいて就労定着支援体制加算が算定されていなかった事案等が見受けられたことから、就労移行支援事業の適正な実施について、厚生労働省から通知が発出されていますので、内容を十分に確認し、適正な運営に努めること。

なお、県では、就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分に係る届出について、一般就労へ移行した方の就職状況の把握がなされるよう、その様式を見直し、「届出時点の継続状況」「確認年月日」「確認方法」の項目の追加を行っている。

（８）農福連携の推進について（Ｐ82～）

農福連携は、障害者が農業分野での活躍を通じ、自身や生きがいを持って社会参加を実現していく取組であり、障害者の就労機会の創出となるだけでなく、農業分野において新たな働き手の確保に繋がる取組である。

農林水産省として、各種の支援策を講じているところであり、資料を参考にしていただきたい。

令和２年３月指導監査室